

成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組みについて（改訂案）

平成 26 年 1 月 28 日決定
平成 26 年 月 日改訂

I 基本的考え方

○成長戦略の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりと地域産業の成長のためのビジョンを提供し、その具体化を図る。

このため、地域の直面している

- ・超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成
- ・地域産業の成長・雇用の維持創出

の 2 つの施策テーマについて、政府一体となった取組みを推進する。

II 取組みのテーマ

1 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

(1) 政策課題

○人口減少下においても持続可能な都市・地域を形成するため、生活サービス機能（福祉・医療・商業・行政等）の市街地への集約と既存集落を含めた一定のエリア内への居住の集積の促進による都市構造の再構築、商業機能を中心とした中心市街地の活性化、市街地と居住エリアを結ぶ地域内の公共交通の充実を推進する。

併せて、高齢化の進行に対応し、健康で暮らせる地域社会の形成と在宅を中心とした地域医療・介護のシステムの構築や、スマートウェルネス住宅・システムの実現を推進する。同時に自立・分散的なエネルギー活用ができる都市・地域を目指す。

○施策の展開に当たっては、並行して過疎集落対策等を進めるとともに、各市町村単位での取組みだけでなく、必要な機能の地方公共団体間での補完・配置等がなされるよう配慮する。

(2) ベスト・プラクティスの形成

①施策のパッケージ化とノウハウへのアクセス

○地方公共団体等が地域の目的に応じてパッケージで施策の選択ができ、各種施策を有機的に活用できるよう、内閣官房において関連施策をパッケージ化してとりまとめ、総合マニュアルを作成する。また、先行的に「地域の元気枠」（仮称）として予算を横串でとりまとめ、平成 26 年度から公表する。

○併せて、先進事例を統一的なフォーマットでデータベース化する。また、意欲ある地域が先進的な取組みを行った人材に、目的に応じて容易に相談できるよう、内閣官房において、各省の人材システムを再点検し、総合的なコンシェルジュ機能を強化する。

○各種の既存施策に加え、当面、今通常国会に提出を予定している、都市再生法、地域公共交通活性化・再生法、中心市街地活性化法、地方自治法（「連携協約」に基づく地方中枢拠点都市（圏）・定住自立圏の取組みの推進など）の改正を行うとともに、これらの改正法が有機的に連携して展開されるよう各省間の連絡調整を緊密に行う。

②モデルケース

○都市・地域の類型別に、都市・地域の構造を総合的に改革する取組みを行うモデルケースを公募・選定し、関係府省は税財政面、金融面、規制面等で最大限支援するとともに、民間、大学等の協力も得て、先進的プロジェクトとして実現、見える化する。

【都市・地域の類型の例】

- a 中核となる都市と生活・経済の関係が強い近隣地域からなる地域
- b 合併等により相当規模の人口・面積等を有する都市・地域
 - ・このうち、高齢化が既に進み、若年人口の減少が厳しい都市・地域
 - ・このうち、高齢者人口の急速な増加が今後見込まれる都市・地域
- c 近隣等に中核となる都市がなく農山漁村集落を中心とする地域

③ワーキングチーム

○地域活性化担当大臣の下に有識者からなるワーキングチームを設置し、モデルケース等の円滑な実施について助言等を行う。

2 地域産業の成長・雇用の維持創出

（1）政策課題

○地方産業競争力協議会の議論も踏まえて、地域の将来ビジョンと成長の道筋を明確化し、地域の活性化を図る観点から、地域の資源、人材、エネルギー等を活用した地域の産業の育成を図る。

特に、IT 等の活用により世界市場を視野に入れた地域産業の展開を支援するとともに、地域に根付いた既存産業の効率化と高度化により、雇用の維持創出を推進する。

○施策の展開に当たっては、高齢化・人口減少の進む地域の実情を踏まえ、産業の担い手の育成・確保、産業育成のための資金の活用等多面的な取組みを

推進する。

(2) ベスト・プラクティスの形成

①施策のパッケージ化とノウハウへのアクセス

- 地域における産業展開について、先進事例をデータベース化し、地方公共団体や企業等に対する紹介と必要な相談による総合的なコンシェルジュ機能を強化する。その際、ビジネスとしての民間のアイデアとそれを支える施策の双方が重要であることから、アイデアから施策を組み合わせていくまでのプロセスの体系化を図る。
- 併せて、地域産業の抱えている労働力不足、資金不足、ノウハウ不足に対してどう対応すべきか具体的な事例に即して検討を進めることとし、内閣官房を中心に検討チームを設置する。
- 先行的にとりまとめる「地域の元気枠」(仮称)については、地域産業分野についても併せて行うこととする。

②モデルケース

- 「持続可能な都市・地域の形成」と同様に、モデルケースを選定し、支援することにより、見える化する。
- その際、都市・地域の類型別ではなく、成長産業の類型別に取り組む。また、地域金融機関と政策金融機関、官民ファンド等の政策的な金融支援等を担う主体が連携し、地域のカネが地域に還流していく構造を改革する先進プロジェクトを重視して取り組む。併せて、産(産業界)、学(大学等)、金(地域金融機関)、官(地方公共団体)等が連携し地域の資源と資金を活用して業を起こし、雇用を創出する地域における経済循環の創造の取組みに広く努める。【地域資金還流型産業育成プロジェクト】
- 加えて、クラウド・ファンディングなど地域住民による直接的な資金提供や寄付、さらには大都市等他地域の住民から地域への資金の流れを作る産業育成プロジェクトを重視して取り組む。【住民参加型産業育成プロジェクト】

【成長産業の類型の例】

- ・農林水産資源の活用（農業の6次産業化、「葉っぱビジネス」等）
- ・観光資源・スポーツ資源の活用
- ・研究資源の活用（柏ベンチャー支援等）
- ・技能資源の活用

③ワーキングチーム

- 地域活性化担当大臣の下に有識者からなるワーキングチームを設置し、モデルケース等の円滑な実施について助言等を行う。

III 実行に向けた進め方

(1) モデルケースの設定

- 「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」のモデルケースのために必要な施策について、モデルとなる地方公共団体、当該地方公共団体において事業を行う事業者等から提案を募集。「地域産業の成長・雇用の維持創出」のモデルケースについては、地方産業競争力協議会の成長戦略を踏まえて選定する。
- 必要な税財政上・金融上の支援等について、平成27年度予算・税制改正等を通じて実現する。
- モデルケースを通じて、浮かび上がった課題を解決するため、法律改正を含む制度改正を検討する。

(2) 地域への展開

- ブロック別に、関係政務が出席し、地方産業競争力協議会等とも協力して、シンポジウム等を実施することを検討。

(3) 実施体制

- 関係閣僚会合を設置し、必要に応じ内閣総理大臣も出席の下、モデルケース等の首長やワーキングチームの代表等と取組みの成果と単なる財政支援でない地域全体の社会・経済構造の変革に繋がる要望について議論。
- 関係閣僚会合の下に、実務的な調整を行うため、和泉内閣総理大臣補佐官を長とする関係府省からなる連絡調整会議を設置。
- 内閣官房地域活性化統合事務局を事務局として、上記の遂行に十分な体制を整備する。併せて、モデルケース等の円滑な実施のため、関係府省も参加する政策対応チームを内閣官房地域活性化統合事務局に設置。
- 地域の自治体や企業等の声を聴き、また、経済財政諮問会議や産業競争力会議及び地方産業競争力協議会や地方産業競争力協議会関係省庁連絡会議と連携を密にし、政府一体となって相乗効果を高める。
- モデルケースの実施にあたっては、政策対応チーム（場合によっては政務）

がモデルケースとなっている地域に直接赴き、当該自治体や企業等と協力の上、計画の具体化を図る。

○モデルケース以外の都市・地域において、当該自治体が地域活性化施策を実施する上で関係省庁等との実務的な調整を必要とする場合には、内閣官房地域活性化統合事務局のブロック毎の相談窓口が各省庁と調整を行い、特に関係の深い省庁が適切に対応することとする。また、必要に応じ、連絡調整会議や政策対応チームにおいても調整を行うものとする。

(4) その他

○2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、大会参加国・地域に対して「ホストシティ・ホストタウン」の取組みについても併せて検討する。